

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者（以下「最良提案者」という。）を選定のうえ、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり告示する。

2022(令和4)年7月6日

釧路市長 蝦名大也

記

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 物件名 釧路市スマートフォン教室運営等業務委託
- (2) 概要 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から2023(令和5)年3月31日とする。

2 提案上限額

提案上限額 15,790,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、単独企業又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。
- (2) 単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
 - ③ 公示の日から最良提案者を選定する日までにおいて、釧路市競争入札参加の排除及び資格の消滅並びに指名停止基準要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
 - ④ 本店が所在する市町村から課税されている全税目について、滞納がないこと。
 - ⑤ 市内に本店、支店または営業所等を有していること。

- ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

4 担当部署

〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地
釧路市総務部情報システム課電算担当
電話：0154-31-4510
電子メール：jo-densan@city.kushiro.lg.jp

5 参加表明書の提出等

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び関係書類を提出しなければならない。

① 提出書類

- ア 釧路市スマートフォン教室運営等業務委託公募型プロポーザル方式参加表明書
(単独企業用：様式第1号の1 / コンソーシアム用：様式第1号の2)
イ 会社更生法及び民事再生法に係る申立書 (様式2)
ウ 3の(2)の④を証する書類 (コピーも可とする)
エ コンソーシアムの場合、協定書の写し

② 提出期間

2022(令和4)年7月6日(水)から2022(令和4)年7月15日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、9時から17時まで

③ 提出先

4に同じ

④ 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る。)によることとし、電子メール及びファクシミリによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

- (2) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、4においてこの告示の日から配付する。また、釧路市ホームページにも掲載する。

- (3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者は、本プロポーザル(以下「本件」という。)に参加することができない。

- (4) 提出された参加表明書及び関係書類により参加資格の審査を行い、2022(令和4)年7月19日(火)に審査結果を通知する。

- (5) その他

- ① 参加表明書及び関係書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書及び関係書類は、提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された参加表明書及び関係書類は、返却しない。

6 質問の受付と回答

- (1) 仕様書及び提案書作成要領等に対する質問がある場合には、次のとおり電子メールで行うこととする。

- ① 受付期間

2022(令和4)年7月6日(水)から2022(令和4)年7月11日(月)まで

- ② メールアドレス

jo-densan@city.kushiro.lg.jp

釧路市総務部情報システム課電算担当

- ③ メール表題の命名方法

「送信した日付」と「スマートフォン教室質疑」と「事業所名」の組み合わせで表示すること。

☞命名の例示：

釧路商事が、2022(令和4)年7月11日に送信した質問書の表題
「220711 スマートフォン教室質疑【釧路商事】」

- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり行う。

- ① 期間・時間

2022(令和4)年7月13日(水)17時まで

- ② 回答方法

質問書の提出者すべてに対して電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

なお、本件に直接関係する質問に対してのみ回答を行なうものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

7 提案書の提出等

- (1) 5の(4)の参加資格の審査により参加資格を有すると認められた者は、提案書を提出する。

- ① 提出書類

ア 釧路市スマートフォン教室運営等業務委託公募型プロポーザル方式提案書

イ 見積書

- ② 提出期間

2022(令和4)年7月20日(水)から2022(令和4)年7月27日(水)までの土曜日、日

曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで

③ 提出先

4に同じ

④ 提出方法

ア 提案書は7部提出すること。(さらに電子ファイル(PDF形式)をCD-Rに保存したものの1枚)

イ 提案書はA4版、20ページ以内とする。(文字サイズは11ポイント以上とする。)

ウ 提出した提案書については、原則、修正及び差し替え等は認めない。

エ 持参または郵送(書留郵便に限る)によることとし、電子メール及びファクシミリによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

(2) 提出された提案書の内容に基づき第1次審査(書類審査)を行い、当該審査において選定した者に対して、第2次審査(プレゼンテーション審査)を行う。

(3) 提案書及び関係書類の作成に係る費用は、提出者の負担とし、提出される書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属するが、提案書は一切返却しない。ただし、本物件において公表が必要と認められる場合は、本市は提案書の全部または一部を使用できるものとする。なお、提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

8 提案書作成要領

提案書の作成に当たっては、以下の(1)提案書項目及び記載内容に沿って記載すること。

(1) 提案書項目及び記載内容

記載項目	記載内容
1. 共通・全体構想	
(1) 目的実現に向けた考え方	① 提案者が本件を遂行する上での基本的な考え方と、本件の目的に対する理解について具体的に記載すること。
2. 実施体制	
(1) 人員配置・体制	① 管理責任者や担当者など、業務遂行にあたっての役割分担や人員配置を明確に記載すること。
(2) 業務遂行能力・実績	①業務遂行にあたり以下の点に関する知識や経験を有しているか、具体的に記載すること。 ア スマートフォン操作方法に関すること イ 講座や教室等の実施に関すること
3. 提案・企画内容	
(1) 教室内容	①参加者のレベルに応じた各教室のカリキュラムの内容について具体的に記載すること。 ②各カリキュラムのタイムスケジュールを明記すること。

(2)	実施方式	①教室の開始に向けた具体的な業務スケジュールを記載すること。 ②町内会未加入者の応募方法や応募者多数の場合の選定方法について具体的に提示すること。
(3)	広報宣伝計画	①参加者募集のための広報に用いる媒体・手法・スケジュール等を具体的に記載すること。
(4)	独自提案	①仕様書で要求する事項以外で、本市にとって有益な提案があれば記載すること。

9 プレゼンテーション審査の実施

- (1) 第1次審査の結果については、提案書を提出した全ての者に2022(令和4)年7月29日(金)に通知する。
- (2) 選定された者は、提案書に基づき、提案概要等を説明するプレゼンテーションを行うこと。

ア 時間及び方法

プレゼンテーション時間は40分(提案説明20分以内、質疑応答20分以内)とする。なお、プレゼンテーションはZOOMを活用し、オンラインで実施する。

イ 開催日時

2022(令和4)年8月4日(木)に実施予定。

時間及びZOOMの招待用URL等は対象者に別途通知する。

10 最良提案者の選定方法

本件における審査は、「釧路市スマートフォン教室運営等業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により提出された提案書を公正に審査し、第2次審査の結果と合わせて最良提案者を選定する。

審査結果通知は、プレゼンテーションを行った全事業者に2022(令和4)年8月5日(金)に電子メールで行う。結果通知の内容に対する異議申立てには一切応じない。

最終的な評価結果は、受託候補者名及びその採点結果を本市ホームページにて公表する。

11 失格要件等

- (1) 提出された書類等に虚偽の内容を記載したとき。
- (2) 提案上限額を超えたとき。
- (3) プレゼンテーション審査に参加しなかったとき。

12 契約手続

最良提案者を見積徴取の相手方に決定したときは、最良提案者と本件の履行に必要な具体的履行条件等の協議と調整を行った後、両者合意に至ったときに随意契約を締結するものと

する。

13 契約書作成の要否
要

14 その他

- (1) 本件において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本件の参加に要するすべての経費は参加者の負担とする。

※本告示についての問い合わせ先

〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地

釧路市総務部情報システム課電算担当（担当：栗田、永井）

電話 0154-31-4510

電子メール：jo-densan@city.kushiro.lg.jp

掲示期間 7月 20日まで